獨逸書記

内閣文庫
和書
九〇一六
五
二二函
一四架
冊
號
類

漫筆雜考

内閣文庫

番號	和 19016	
冊數	5 (3)	
函號	212	220

国立公文書館
National Archives of Japan

獨窓書屋卷之三

浅草文庫

頼襄の成　著

地獄極楽

三世之印
[illegible]

の況や洋か上こと無せり今世界の不乃
[illegible]て未世に生ずる不地獄極らくの
[illegible]乃名ハ釈也の況のハ如ふ
[illegible]地獄極楽乃名ハ釈也の況のハ如ふ
[illegible]儒家より地獄天堂とまぶるの有りし
生也去死して必ず此二ハの門に　往ふかし
門人問て曰鈍明天堂十字佛法後ぶる所

地獄極楽さらにかしこ其外なるものハ行れ
りなんや言て曰若人いこる天子より生れ悪人今
根國底国に行なんや二つ天子ハ則極楽極底ハ
別地獄なり又問て曰儒家ハ人死して魂魄
天地に散ずなんやいかんぞ魂火のまくるべきと
然ハ行ゆくゆくや言て曰論語礼
記と始終乃世法やまくる儒書経籍五経ハ仏乃
為ぞや如して鬼神と加なるまと多名中ハも
帰の家りハ主者乃大和尚とゆくゆくのまつり
賛叡乃法と法ハて神と法仏とゆくとし

魂火乃まくるとゆくなるとゆくハ仏乃神ゆくて法りて
ハ乃ものと文庫くやや又問仏家ハ極楽ハ急ぐ川
論語乃法ゆくまして仏くさらく神儒ハ仏の法ハ
まして法庫くやや言て曰神くく乃託宣ハ
上る所ハ清浄ハ墨ものなれば足ハ天子ゆく
神乃法乃法ゆくなり屋根東西文の神ものと足ハ
文芸ハ東西相和乃ハ神乃ハ極楽なるハ人て其名
天下ゆくなり宇宙廣十二万八十九万里て
あらゆる文字と知ること二十日ハ四て二族と
あり文別と法ものと法ものゆくゆくゆくゆく

場所にて命終されたり此類まゝ遠国にて
神仏を念注生福高位なるものあり又一家後世
四年乃友六まゝの也寿社乃主人廣庭伊織
野狐延に御下神仏を信じ法を尊ぶる人なり
去年より老病にて外乃ゝ年寛政八年
二月二日終ゝ紀出ゝ合人命ゝ日終るあり
法信一後事を書面にて遺ゝ家
特長と云一場所一筆を残辞世を出一手
如此ゝ命終せり仏乃ゝ法せり仏乃ゝ指定
指乃ゝ法ハ大なる乃中ゝ乃ゝ神あり
念仏講乃四月廿日油乃せのひそや物やゝ儒ハ
春乃ゝ名信仏乃ゝ乃ゝ庚乃ゝ乃ゝ毋ゝ天堂
あゝぶ者ゝ生ゝ乃地獄あゝぶ小人ゝんゝいゝ
実乃ゝ者儒乃ゝ見乃ゝて往生極楽乃地獄
乃ゝ事一云乃ゝて乃理明白乃ゝ論乃ゝ
ふ乃ゝ釈迦一代六十年乃世法乃ゝ
乃ゝ御乃ゝ宮乃ゝ釈明帝乃ゝ乃ゝ武百余年上
一人乃ゝ十百民小四乃ゝ法ゝる法世乃人乃ゝ
地獄極ゝらくの法人合乃ゝ家族乃ゝ
乃ゝ乃ゝ一遠ハ乃ゝて方便乃ゝ乃ゝ宗

論り果は彼能芝社弁著上人八三野和尚にて学び
極楽はいかゝしくゝ学もるゝ所原院乃法行地く
好ばかりと形色情色者乃極楽すなておしも
苦乃あるさゝ云理はなし教主釈迦乃教法伝あれども
情欲乃障碍りして崩れ上のもと浄土へ行べたり
仏乃体ぶりて言極楽へ行るゝ人ゝ沢
凡夫乃身りて於てはやく又極楽へ往生まれば別
仏りて成との勧めゝ人ゝ仏法りて仏ふ
聞ゝ法十悪十逆十住十地向十地等覚妙覚とて五十
二乃階級ゝ去十信乃習性も一万却乃年をふる

人ゝ行ゝ極楽へ往生ふゝ仏りて成ふ吹日迦
牟尼乃弟子阿難尊者乃日出ゝ去周梨槃陀伽
とゝふ人ゝ仏や日輪乃年二百年文化盛乃
軍者ゝる時代ゝ者ば軍乃地獄乃極楽翻乃ふゝ
地獄乃あゝ事ゝ無夫ゝ無間ゝ地獄ゝ
ぞ凡しゝ行ゝ無色ゝも地獄極楽乃西体と法華ゝ
されば学仏者ゝ行ゝ中ゝ改定ゝかゝ
故ふ乃極楽乃西体と上中下乃三品りゝ別ちてやく
成ゝ先人極楽乃上ゝ品ゝ化身成ゝ者ゝ化身者
乃形者ゝ成ゝ心情者ゝ足ゝ生死生離ゝ

義経ともに兵衛尉乃位を受ケ一人ハ忠信類員と
称シ命終るとき仏性生成仏と一心ニして死セる
友人精舎世尊迹ハ今ハ亦ハ亦ハ仏身成ニ成る
ハ其作身成ニ成ベキ為ニ法生成仏乃ニ成
法を授ケ給ふものハ浄土ニ命ハ人ハ生乃
苦ニして明神と成ハ武ハ夫鬼と成て千年経ニ
ニて垂迹ニ成ル足ハ上京ハ浄ハ三大人と
成ハ大福長寿と生る足中ハ浄ニ其浄ニ成る
勅ニ成る者ハ浄ハ人乃位ニ命を勅ハ人乃位ニ命を
ぶハ神ハ成ハ成ハ旦大ハ乃ハ一百

如来乃長寿を保ち給ふ始お文ハ形を合成る
事ハ成ハ人界ニ成ハ成ハ其浄ニ成ハ
人と生まれて身寿長ハ成ハ其寿ハ成ハ
好ハ成ハ事ハ人を安ハ成ハ一生を終る足を
清寿と称ス足ハ極楽乃ハ成ハ成ハ
寿乃法代ニ生まれる万民ハ成ハ
あハ成ハ貪ハ苦ハ往乃事ハ成ハ彼者ハ
病ハ成ハ事ハ安穏ニ天命を尽るハ足文
極楽乃一ハ成ハ極楽ハ日ハ所ニして
ハ成ハ別ニ一ハ有ハ成ハ友ニ親ハ乃

去けなることと成るハ此事也や細地獄ハ八熱八寒
百二十六乃別所乃名ハ有れども家ハ絶して
大中小乃三ハ之ハ家ハ有れども生人罪悪して
小地獄に入る人を生れ貧窮困苦して生産乃財の
如き成事ハ有く郷里乃禁ハ有れ共悪人と成り或ハ郷里
悪人と成るもハ之ハ悪人と成り或ハ郷里
或ハ陸地乃足目赤乃小地獄ハ又金銀酒ハ
行くなるべく懸絡乃縄ハ有れ文書乃水ハ
流れ乃勇小動服と成ハ只美味と必食と成
嫌む者ハ有る事ハ有ハ成ハ有ハ成ハ事ハ難ハ有く

奴婢書ハ有ハ成ハ明女ハ涙ハ有れ
五雑俎ハ有く成ハ有ハ細乃郡芝ハ成ハ家の
奴ハ也ハ有ハ成ハ有ハ残餘鬼ハ成ハ有ハ成ハ
成れハ濁醪ハ呑ハ成ハ足極貧ハ有ハ成ハ思縄
地獄ハ有ハ成ハ有ハ成ハ畜類ハ成ハ有ハ成ハ
類ハ円ハ生ハ有ハ成ハ人乃高ハ有ハ成ハ
成れハ暑ハ有ハ成ハ乃汗ハ成ハ成ハ歳ハ水乃
涙ハ成ハ有ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ
交る事ハ有ハ成ハ生産安乃ハ有ハ成ハ成ハ中地
獄ハ有ハ但ハ但ハ福ハ有ハ犯ハ成ハ人界乃常ハ有ハ成ハ

そなはり中に悪病痼疾と雖服あれども
きる事能はず其味ひ食する事能はず
又たとへ少しの足る事あるとても
不消化事能はず次第に行なひ
あく不吉しみみ年七年乃至十年二十年を
経る中に足る事能はず足家業乃怠ふ
焦燥乃大地獄なり家中衰もとつ免しい
之食盲目といふ者あり物を乃惜いふも
之なり之を乗り野分乃たくはひを猛獣乃
師を安きはるく畏り落涙に堪れいたくば

改悪乃為に嘗なれとも再捕ふ事出来ず
但世に志乃みあるに人乃為に立ても或ハ
杖持乃手擲に逢ひ世乃中に生と文なる者
の中に足にまもる法眼安いまいくし
足を阿鼻を間大地獄といふ所きをのあり
今現乃時ふ雲昊の苦場なる或ハ少事来
現の悪報なるを示現乃地獄にて
別に沢きなりくぶりくしられば後日と為
て法に異に又義中に処向法事と為べ
又廃仏せしと告るなどハ生死出離なる

仏き形ゝい苦人寺の京文をよたれば悪をして
も注生緒しなりしとんゝ得ゝる事理不尽ゝ恩
の家と無仏亦無神とものゝ孫因果撥無是の
外乃ゝ出三教乃仲間さだゝ離れあゞ教ゝ孔子の
注ゝ叶ひ天地中主ゝる乃清恵みゝ光明り
慢世罪徳後生亦不成厚きものあり自唱禅も
首四ゝ不ゝ有ゝ学長寿の秋彭伊(ミヤビ)新把
除西乃無疑凡て冥土源芯せし事
也永ゝ彼猶して西乃なり絶ゝ
ゝ事ゝ永解結ゝ
ゝ
ゝ

日本ハ神武天皇ヨリテ造化生ノ乃元始ヲ為ス
ヨリ四百四世推古帝ノ治時人民乃数四百九十六万
九千余人ト申
崇神世垂武帝ノ治時ニテハ百六十三万余人
ト申ス而帝ノ御ニ百年毎人民増益九百
六十万余人足ト唐土ノ人数ヲ比ベタルニ秦漢ノ
人数ハ九百九十九万四千九百年人ト申ス
後漢之世晉南北朝ヲ歴テ隋代ニテハ人数
四千六百一万九千九百九十六人ト見ヘタリ次ニ唐宗
元明ヲ歴テ今清朝ニテハ数九六十二万ト
申漢ヨリ隋ハ都ヲ人数減ジ二世ヲ経テ
ニ百数ヲ隋ヨリ清ニ至テ人数ノ
増減九一千九百八万人余ヲ以テ四千ハ数九二千九百
万ト申
隋ハ推古帝乃時ニテ御国乃人民
九百万ニ不足シテ今二千余年ニ為ル時ハ唐土ノ
増益ヲ以テ多キ事ハ地ハ九唐土ノ十分
一ニ不足シテ人数ハ今ノ一ヨリ多キ有リ今
清朝乃人数九六十弐百万人ト申
四千余年代ノ人数二千四百人ニ申ス乃半減ハ

繁花を以て定めかたく御家乃民之丹有まと
生ものとなる一繁花の世ハ我家ハして食ス
貧素乃世ハ家貨すくなくして食ス
あり食ハ民乃求ルて民ハ世の求ル中国
とまハ世あるとや
淮南子ニ曰ハ世ハ多く熟世ハ大多くと云
是大祚の従て生ル事ハ一偏ハ
云かたし南天竺莫耶國ハ燒物ハて生食
ある世ハ百年を経る者ハ世せすその人
貧素乃風俗ハて静ニ安ハ穀食

ハとハ猪肉を食するとハ梅毒を病ル
事天ハ世乃毒熟ハする変なり人の貧素
養生ハ多く文華の風俗ハて大酒肉食の
大過ハ多く夭死するハ故なり然ハとも世の
人ハ酒肉ハ必らず変すくなり燒酒の人
天死多き事ハ酒肉の腐熟ハるとハ多
第百年羊猪麻皆大腐熟乃食地事の腐熟ハ
合世ハ元素を腐るハ故なるべし紀毛人
其年世ハ小方毒世ハ多くとも咬咽吧世乃
大熟世ハ居住ハ世乃酒肉ハ大毒化の

とくに食ぶる者紀氏人麻呂命の子也
及て来る者多く多くは三日十七日にて大抵
本国に帰命あり琉球薩摩の乃焼
国の人絶命多き事に居国乃食に倦
あり莫耳爾国乃長命なるを以て家業に
日本神社に関食と称し制せる事上代より
多くして今日に天正乃清盛の
免れ猶関有中古以来に天正乃法度に猶
廉乃関新出変とふ少神社に伊勢熊野に
大に足の食と忌事なり美味に食する

時に忽に身体に病患生ずと然る伝法
国須佐乃神社にて八足を忌事なり神
供にもそなへ神人等も食して何の災患も
なしと見て琉球に上古の神明水戸の
年熟と称して万民乃妻子病患を患く
杖の長水戸乃事に洗いあらして食の嫌好を
定めて夫疫病なるを以て神怒なる
歟一説に日本水戸乃産に南海の法華経
星乃の縁にちかく太陽を水の海潮の妻と
なる事に成よくして渡暖湿熱乃来りて成

精康乃肉食深熱にして地毒に合して
甚大なる感疾病大死くるつゝ魚肉の伝法の亟
酒宿那ハ日本第一乃産地なり潮水凝凍して
八寸の氷上を渡来る地方なり此地方に住
人魚肉に飽入免しなくて肉食の温補を以て深熱の
毒を除き水去りて肉食を忌まず暑熱なり故朝
神州の赤代を慕みの三忌者なふかき事なる
魚

日本四周海式ハ神代の風俗として清潔
貨財をおとしなる行法なり杉竹乃亟なる

姿常温なる魚も人乃心の亟なり常にむ
ものとなれ一蓬莱のかなり雑魚の多く産
出乃体質赤とす玄人をとふまを
行ひ美味を投ひ好ます足則天地乃仁心
事なり行なるの反なり鮮(セン)のり者も紙
多く間出をおとして七日乃雑炊は青の粥行法
清潔なり質赤なる九日ハ小米を炊
赤飯とする式ハ鄰の岩を奏のたく皆貴を
いたり足みな神代の遺法古乃天賜なる
と考へ赤代の者を考へるものなると

いて
推太祖欽明帝運後徳成綏天大春言皇
帝推古宗聖天弘道言明度運聖武神
明純仁重春文皇帝号せり書法は数代も
少なけれ推乃ちひとつなり此推と人てる
尚陽文武乃推りしても此上の件つき文字
なる事一巻始皇帝六世を保せり一巻
五一加速之皇文帝之を重ねりとて也て
皇帝乃号之たり
文字は云語乃符契りて人用を達する乃

文字なりけれ共世界万世に乃一文字なり
なれ文字なき世も五十とも其世お其乃
符契ならざるはなし文字を多るうえな
文音兼量乃やまと言葉よりとい文字数千八
字或は千字より多くなり紀元人乃文字は二十四字
なりて二字なりて一字なり故今千
八字なるものなり其一字乃筆画は画より
多きはなし唐古の文字は千数万
多くして長むつかしき事世界第一之志なり
千世乃文字繁多なるも人用便宜なり故て別

ものなしいかなる故そと按ずるに和玉乃
河ハ東部清音にして唐土乃河ハ韻清濁乃
ものなりとて河清ハ支部河乃上に連て
大字なりと支部し又字ハ俗に用ひるなりて
支字を見るといつも河を写ぬしが別その俗
言ハ唐土乃支字なると清濁なし 日本乃
相俗乃部別是なり唐土乃韻俗ハ又字なり
ゆえ和ハ俗支解しかたし 故清又も白
額ばと写ぬハ支俗解しくし文字を
見て略して支字と智恵なりは故に又字を

離れて俗白なく又字なを按ずに韻俗なり 故云ハ
東乃字の額なるなり又の韻中ハ東の字乃
云字なく俗字俗に俗なり日出る方なと
言ひて韻俗ハ平上去入ハ声圏合終くとして
中なる事なり 別清ハ言なり相俗ハて
部なるハ日乃字なりの言なりて又字見
ずと云ふ事なりと云ふ別日出る方なる事
を言ひて東の字乃注別ハ部部なりと云ふ
と系の上なりと 日出人乃唐土乃
別清乃一益なり唐土乃額俗乃玉共一玉

[illegible]の字の本界[illegible]大界[illegible]字[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

まれいとなりて我を求むる乃始めや天地の
万物と生ずる物なるものいまだ常なしして変化
するものなり貧人の常なる故に多く
富人乃偏なる故に少く
貧中より出て終に人多貧に富人家
落して貧しき家落なり此理を考へあり
永久人に富貴を楽しむ法を口借し
法師なる物とふ程に辞退する人をいまし免
たりと見へたり狐狸に騙れたる人は
まもりて後も法人なり免一分去れて人

まもらるる法師に騙されて狂死せし
ハ辞て後人も免すこと人もいつをのとく
なりて死る免もあり一方の高に求ふを多く
事ハ狐狸と同とにてそこてあるん法くしと
同に辞る人を人なり狐の乃為
いつくすなり生涯業和に出なる事貧乃人ハ
なのにまかいるれやすき事に成て酒の
乃に免迷こおき悪い事ハ
なるまい時ハ狐て云ふ事ふ
事貧情ふ人ふ内に言ふ後出て騙毒問ハ

わたくしなる人間解りなくして血肉を分ち和き
肉人乃毒元なりすれば忠孝儀侵敵血
ゆえなれば行事なきの志いくり庭の
人を敬とし志きは時に物と深知えたり
孝行報恩務たるべきあるべし 平生の人品盛
衰温良なるべくしも一時にて変化はなり
上戸なれば性なるべきに尺ばかりや此方聖人
佛祖も飲酒乃為しめ給ひしとくるとも
未代乃儒者佛者酒を飲たしまるなりまるき
なりしこのむ人多き世なり 吉田の法印小戸なる長

たそなのたいふまれと云ひ色好まさむ者のたいふの
盃の底なきなりと書るを見るに小地い好なり
作いなりとまりたりてあるはなる世を知し
なり作もてる茶碗と時乃人なりて松しなるか
為に偏屈なくして人なりてうるはしきなりして
先蚤端なけれは迷祇と云なり奥なり酒と色と
といまりたるもなるもなれと人なる人不為の初心を
執して奥なるを人を色もるとなるし後文初文を
はくなるなり松尾三百年乃味なり世乃無人者
そなるべきはなるといとぶり

天保葉柳可遠

時雨乃ゆめをあらはす山城の
常盤のもりの松乃下葉は

自保葉不可遠

小紅葉ちるやまの中ちよ
ぬれてゆく庶乃雨ぞ
百民の用乃要文命
入梅足ハ芒種の後壬子入小暑の後壬子納
九州日乃習命ハ世子松乃桜乃八田郡丹生
山田庄京師村栗花落高宅地ヲ井迄

常水ハ濁して毎年入梅のゆゑ水ぞ出て
出梅乃ゆゑとハ云れ
換穀豊熟乃時白龍時を長慕一流ゆゑと云る
外乃ゆゑ乃千年乃ゆゑ
白龍時ハ天乃乃川神を流ゆゑ彼時
仲麻呂ハ命ゆゑ京宅地ハ葬り河を建て
乗天地と
ゆゑしむとハ武ハ山田乃高宅地より
大奥命ハ打換せゆゑ射一ゆ余年乃ゆゑ
世俗千年余ハ称呼ス

為我法蔵時宗之尊乃石像ハ京師乃藤原の
近衛ノ殿様福寿寺ヲ建立之石

こゝ宗院殿華厳良雲大禅門　蔵

鷹岳院殿士山良雲大居士　附字

亦冨士乃裾野ヲ祠あり号勝石嘉祥之
乃弘法と為し之尊の像を安置とす中古
土民乃長吉山城守如ク軍ヲ出すに彼寺ニ
祈願ヲ為し之尊乃像ハ奪ヒ去リ
ケレハ出羽の福寿寺ヲ立ツと云ヒ伝ヘし

商所佛殿乃者ハ先代初ヲ条初ヲ建する事
ヲ一世相応庭長乃時ハ第相山遠之
川の先ニも法蔵時宗乃尊の石像とて
こゝ寺乃行の御廟之ヲ二基ヲ並ベ之文字
ヲ書むして天正日脇ヲ為人第の御廟ヲ
足法蔵ヲ忘レ者大海乃扉女ガ石像ヲ

獨窓書 完巻之平

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan